

旭川医科大学小口現金取扱細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和3年8月23日学長裁定)

旭川医科大学小口現金取扱細則の一部を改正する細則

旭川医科大学小口現金取扱細則（平成27年12月9日学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この細則は、令和3年8月23日から施行し、改正後の様式第2号及び様式第3号は、令和3年4月1日から適用する。</u></p> <p>様式第1号（第4条関係）（略）</p> <p><u>様式第2号（第5条，第10条第1項関係）</u></p> <p><u>様式第3号（第6条関係）</u></p> <p>様式第4号（第7条第3項関係）（略）</p> <p>様式第5号（第8条関係）（略）</p> <p>【改正理由】</p> <p>令和3年4月1日付け事務局組織の改組に伴い、所要の改正を行うものである。</p>	<p>(略)</p> <p>様式第1号（第4条関係）（略）</p> <p><u>様式第2号（第5条，第10条第1項関係）</u></p> <p><u>様式第3号（第6条関係）</u></p> <p>様式第4号（第7条第3項関係）（略）</p> <p>様式第5号（第8条関係）（略）</p>